

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケート調査結果

【調査方法】

調査期間：令和8年6月5日(金)から同年6月18日(木)

実施方法：電子申請での入力による回答

回答は、回答者が特定されないよう「無記名」方式

調査対象：全職員(再任用職員及び会計年度任用職員を除く)2,215名

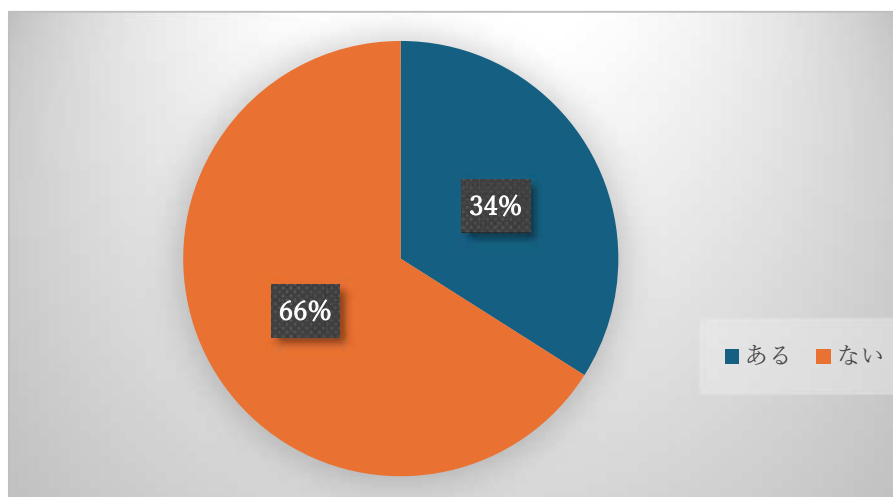
うち 597 名から回答

【調査結果】

N0.1

地方議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けましたことがありますか。

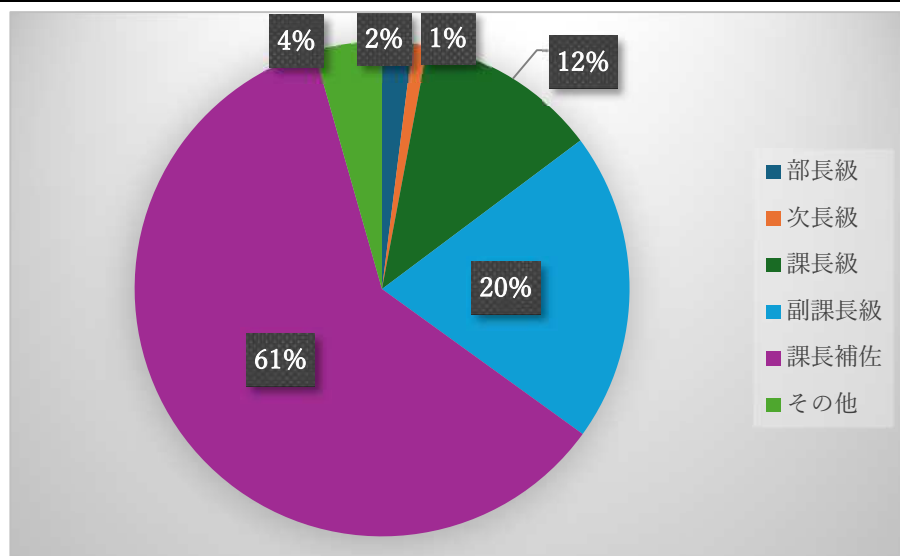
回答項目	ある	ない
人	203	394



N0.2

勧誘を受けたときの職位についてお聞きます。(No.1 であると答えた方のみ)

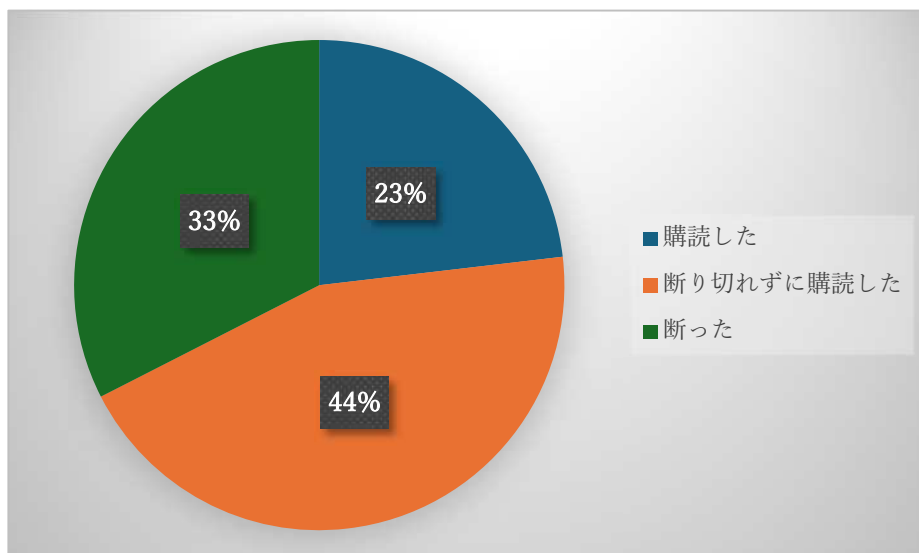
回答項目	部長級	次長級	課長級	副課長級	課長補佐	その他
人	4	2	24	41	123	9



N0.3

勧誘を受けた時、その政党機関紙を購読しましたか。(No.1 であると答えた方のみ)

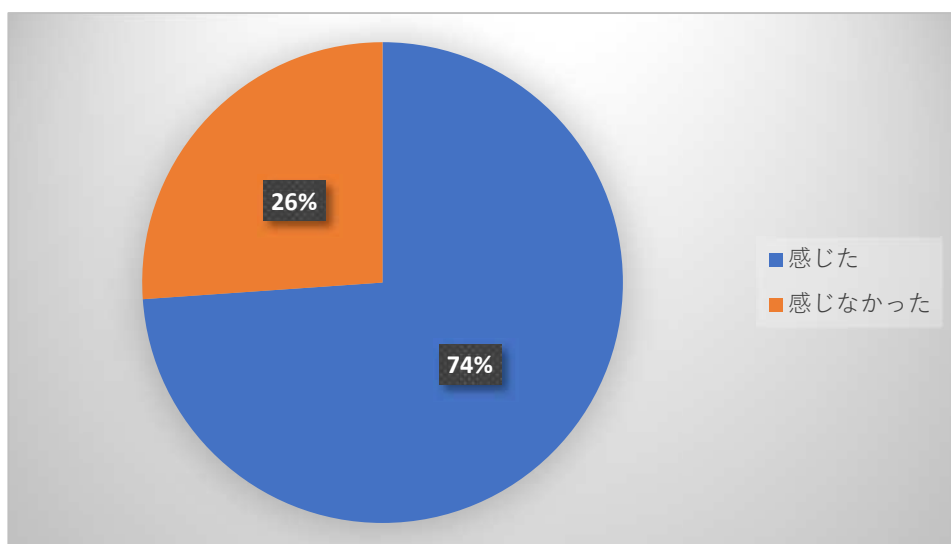
回答項目	購読した	断り切れずに購読した	断った
人	47	90	66



N0.4

勧誘を受けた時、心理的圧力を感じましたか。(No.1 であると答えた方のみ)

回答項目	感じた	感じなかった
人	150	53



N0.5

その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為(勧誘、配達、支払い場所等)についてのご意見があれば記入してください。(自由記述)

(1)回答者数:168 件

(2)自由記述回答は以下のとおり

(自由記述回答は、第三者への影響等に配慮し、一部の固有名詞を伏せて掲載しています。)

1	率先して購読したいと思うものではなくても、周囲に購読者が多くいたり、議員との関係性から購読した方が良いのかな、という迷いはありました。勧誘は一度きりでしたが、配達する姿を見かけると、また、勧誘されるのかもという、ちょっとしたストレスは感じます。
2	理事級などの管理職による毅然とした対応が必要かと思います。新聞購入の有無に関わらず、一般質問等に変化は無いように感じます。
3	役所内での勧誘販売配布を禁止して欲しいです。 個人で購読するなら、自宅送付にするべきだと思います。
4	本人が望む場合を除き、組織的に勧誘を禁止するなどの対応をしてほしい。
5	本意でない購読であっても庁舎内であれば断りにくい
6	補佐以上は機関紙を購読しなければいけないような風潮があり、断りづらいので、改善されたら良いと思う。
7	福井市庁舎管理規則(第4条)を遵守していただきたい。 許可がない場合は、同規則第4条第4項に基づき対応していただきたい。
8	副課長級の時から購読していた。一度購読を断ったものの、数か月後に議員二人で職場の席まで直接依頼に来られ、断り切れず再び購読を始めた。その後、再度解約したが、異動時に再び依頼を受けた。夫が既に購読していることを理由に断ったものの、「一人一部ずつお願いしている」と言われ、断り切れず、現在も購読している状況である。
9	副課長に昇任した4月に議員から直接購読の勧誘を受け、昇任するたびに継続購読を依頼され、現在2誌の日刊紙を購読させられている。 配達も庁舎内の郵便受けに投函され、支払いは、職場において議員に直接と、党員と思われる人に直接支払っている。 年間、7万円もの機関誌代を支払わなければならない状況であり、このようなことは組織として断固禁止すべきである。
10	普段から(当然のように)この行為を目にしていますが、一般的に民間企業でも行われていることなのかと錯覚します。勧誘活動は職員への圧力にも繋がりますし、行政の中立性の観点からも適切ではないと思います。(あと目的外行為にも抵触してるのでは)
11	不当な圧力による勧誘行為のため、一律禁止すべきである。また、所属長が加入していたが、毎月、勤務時間内に集金に来るのはおかしいし、所属長を呼んでと窓口で言われるのもおかしいと思う。
12	必要なら自身で問い合わせればよく、勧誘は不必要だと考える

13	配達人が窓口において帰る。それを購読者でない若手職員が事実上業務の一環として購読者に配布する。 配達人側、市側どちらも色々な点でおかしい状態であると思われる。
14	配達や支払いのために閉庁時間を過ぎてから所属内に立ち入ることは控えるべき。少なくとも庁舎管理規則第4条第1項第2号の許可を得ていることを明示してほしい。
15	配達、支払い等で市役所職員ではない者が執務室内に当たり前のように入ってくるのは個人情報保護の点でもよろしくないのではないかと思います。
16	党市議による課長補佐以上への購読勧誘は長らく慣習化している。配達のために公然と事務室内に出入りしており、購読者が在席していなくても机に立ち寄るため、偶然卓上におかれた業務資料が市議の目に触れることがあった。健全でないと思う。
17	党の議員の方が、管理職の職員に対して機関紙を配っているのをよく見かけていましたが、現在はどうのような状況か知りたいです。
18	突然、勝手に所属の中まで入ってきて配っているのはどうかと思います。
19	特定の政党の機関紙について、庁内で配達したり、集金のため事務室内に入ってくるのは遠慮していただきたい。
20	特に議員本人からの勧誘は、慎んでもらいたい。
21	当該政党にはまったく興味がないので、全庁で勧誘、購読等を禁止してください。会うと購入してほしいと言われることが多かったのですが、興味ないし、購読するつもりはないです。
22	直接本人の前に複数で勧誘する行為は即刻やめていただきたい。 また、集金、配達等も直接対面で行う行為もやめてほしい。
23	直接的な心理的圧力というより、管理職に就いた大多数の人に購読してもらっているのだから、あなたも購読してほしいという、言外の圧力のようなものを感じたと思います。
24	庁舎内勧誘行為は禁止すべき。
25	庁舎内勧誘を一切禁止にして欲しい
26	庁舎内での勧誘、配達、支払いはいずれも認めるべきではないと思います。 購読は様々な都合で管理監督職が多いでしょうが、特に配達、支払いについて、業務中の職員の手を煩わせざると得ない(窓口対応、カウンタで受け取ったものを配るなど)ことが多くあり、(購読者本人の対応も含め)職務専念義務に抵触する恐れがあると考えます。
27	庁舎内での活動はやめていただきたい。
28	地方議員からそのような勧誘があるとすれば、立場を利用したハラスメントに該当するおそれがあると考えます。
29	断りにくいので職場等での勧誘行為は禁止してほしい。仮に禁止できない場合でも、政党機関紙を希望する方が自ら申込手続きを行う方式にしてほしい。(申込書への記入・提出など)

30	早急に勧誘行為をしないようお願いしたい。現在の購読も辞めたいと思っている。
31	絶対に禁止にするべき。現状、このようなことを許していることがおかしい。
32	■については、若いころから課長補佐以上の職位の先輩が購読させられているのを実際に見てきたため、自分が課長補佐になった際は購読しないといけないものだと感じていた。■党の議会答弁は、いつも激しくしつこい質疑応答が繰り返されていることを見てきたため、この新聞購読をしないと、所属部長がしつこく対応を迫られることになり、部内に迷惑がかかるのではないかと、この思いが心理的圧力といえは圧力であった。
33	生命保険の営業の方等は課内まで入らず窓口で活動されているのに、政党機関紙の方はなぜ課内まで入ってこられるのか疑問。また、上司の方の多くが政党機関紙を購入しているのを見ると、言わぬ圧力があり購入せざるを得ない雰囲気があるのかと感じ、政治的中立性は大丈夫なのかとってしまう。
34	正直、迷惑
35	政党機関紙以外のことも含めて、職員と議員との関係性は整理しておく必要があると思います。
36	政党機関紙の庁内勧誘行為は、実質的な「強要」や「パワハラ」にあたる。公務員の政治的中立性も疑われ、行政の信頼を損なう危険性もある。
37	政党機関紙の庁舎内勧誘行為は受けたことはないが避けてほしい。
38	政党機関紙については、チラシ等で勧誘するなど、直接勧誘には来ないやり方でやってほしい(直接来られると、圧力をかけるつもりはなくても、心理的圧力を感じる人が多いのではないのでしょうか)
39	政党機関紙ではないが、■への勧誘活動も同じような扱いになってしまうのでしょうかね。さすがに問題になっている機関紙の破壊活動防止法の指定団体とは違いますが。
40	政治的中立性の確保や職務専念義務の観点から問題があると思う。法令等に抵触するおそれのある行為については、その有無を明確にし、職員が安心して勤務できる環境の確保を図っていただきたい。
41	数年購読していたが、出先に出向したときに、購読をやめた。しかし、出向が終わり、戻ってきたときに再度、勧誘され断り切れず、再購読している。
42	職場内での勧誘はやめるべきだし、勤務時間中の集金もやめるべき
43	職場に直接持ってくるのではなく、地下1階の新聞配達用の棚を了解したほうが良いと思います。 机上には内部文書もあつたりしますし、誰でも執務室内に入ってくる前提ではないと思います。
44	職場において勧誘行為はやめるべきだと思う。
45	職場として禁止してほしいです。迷惑なので。

46	職員心理上、当該市議会議員からの勧誘には、断り切れない職員も多数いると思う。やはり購読は自主的でなければならない。
47	職員以外立ち入り禁止の表示があるのにもかかわらず、堂々と課内に入ってくる。 議員さんなので言えない。何とかしてほしい。
48	職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金をしないことを徹底するべきと思います
49	職位が上位になったら購読しないといけない雰囲気職場に生まれるから、上昇思考が薄れてしまう職員が増える一因になる。
50	上席の方々が、おそらく半強制的に購入させられている光景を目にします。自分の思想、政治的信条に相容れない機関紙を購入するのは、考えられない屈辱かと思います。
51	上席の者が勧誘を受けているのを見たことがある。()
52	上司が購読しているのをよく見る。ほとんどが進んで購入しているわけではないが、一部の政党寄りの発想を持っていると疑われることもあるのではないかな。勤務時間内外を問わず、所属内まで集金に来ている。不必要に所属内に入ってくるのは問題ではないか。
53	消防庁舎内で勧誘している姿を目撃したことがある
54	将来の若人のため禁止しましょう
55	出来れば解約したいけど、言いづらい。
56	出入り禁止で願います
57	集金等で、事務室内に断りなく入って来る振る舞いは問題だと感じている
58	集金のため、勤務時間内に執務室まで入ってくるが、一般の来庁者や訪問客と同じ扱いであるべき。庁舎管理の面に加え、職務上の情報管理の点でも大きな懸念がある。
59	周囲の管理職に毎月集金に来ているのを随分前から目にしており、そういうものかと思っていたのと、勧誘時に頑として断る勇気もなく、あきらめて購入している。配達時に、デスクまで来られた際は、机の上の書類に気をつけるようにしている。
60	執務室内に断りもなく入ってこられると威圧感があり、勧誘行為をみるのも不快に感じられる。 保険の勧誘程度の節度あるものであって、購読したい人だけがするようになるとよいと思う。
61	執務スペースに入ってきて集金している姿を何度も拝見しています。 市議会議員といえども、そういった用務で執務スペースに入ってくることは控えるべきであるし、改善しないようなら集金目的での執務スペースへの入室を一律禁止すべきである。

62	自分は勧誘などは行われたことはないが、執務室に集金に来られるのには違和感がある。別の手段による集金(口座引き落としなど)のほうが、市民の方からの誤解などが生じづらいのではないかと感じる。
63	自身は勧誘を受けたことがないが、特定の政党による頻繁な出入りが日常的に行われていることには政治的威圧感を感じる。
64	自身は勧誘を受けたことがないが、管理職以上の職員が、議会で質問を受けたくないためのご機嫌取りとして購読しているという話を耳にする。職員の昇進意欲低下の一因になっていると思う。一律で禁止にすべきではないか。
65	時間外に配達し、机の上に新聞がおかれている時があるが、セキュリティ上いかがなものかと感じる。
66	時間外、休日に、だれもいない執務室のそれぞれの机に配布している議員がおり、いろいろな資料がある執務室に出入りすることが適切なのかと疑問を感じるがあった。[]については圧を感じなかった。
67	事務室内に職員以外の立ち入りを禁止しているにも関わらず事務室内に入ってくる。立ち入り禁止を伝えても許可を得ているなどのことを言われる。個人情報扱う事務室内への立ち入りは市民や業者同様に禁止すべきだと思います。
68	私自身が非管理職なので、正直よくわからないのですが、「[]」を定期購読したいと思っている管理職の方はいらっしゃるのでしょうか。
69	私は勧誘を受けていませんが強制購入と聞いています。私の所属では配達員が事務室内に侵入してわざわざ管理職の席まで行って手渡ししています。部外者が事務室に侵入するのは情報漏洩にもつながりますし、強制購入はハラスメントです。なぜ放置していたのか私には理解できません。福井市はそういう体質なんではないでしょうか。必ず根絶させてください。
70	支払は振込にできないのかと思う。
71	支払いは業務スペース外(カウンターより外側など)で行うべきである。
72	市役所は市民全体に奉仕する行政機関であり、庁舎内での政党機関紙の勧誘、販売、集金等は不適切と考えます。職員間の関係性によっては断りづらく、心理的負担や職場環境の悪化を招くおそれがあります。また、市民に行政の政治的中立性への疑念を抱かせかねません。公務と政治活動の区別を明確にするため、庁舎内での当該行為を禁止すべきです。
73	市議2人で何度も迫られて心理的圧迫を感じた。立場を利用した卑怯な手法であると思う。
74	市としてのしっかりとしたルールを決めてほしい
75	子育てに金がかかることを理由に断ったが、断った後に「[]党は教育無償化がんばっている」「そういった記事が載っている」など現職市議2名がそれぞれ主張し、相当な圧力を感じた。
76	仕事中に議員本人が職場に来て勧誘するのはやめてほしい

77	今は補職上まだ勧誘はないが、補職があがったら半強制的に加入させられるのは嫌だし、加入したくない。きちんと、職員課で禁止してほしい
78	購入拒否すると嫌がらせのような質疑がされるという噂を耳にする。真偽不明ながらも国会での振る舞いを見ていれば、党ならやりかねないと感じるし、要らないと愚痴を言いながら管理職が購入している以上本当なのだろうと思う。 「あれ買わされるのか」というのも管理職になる拒否感の1つではないかと思っている(少なくとも私は管理職になるデメリットの1つと感じている)。
79	購読を受けることありきでの勧誘や支払いの様相は、以前ほど露骨ではありませんが、端から見ても”異様”にしか感じられません。
80	購読の勧誘ではありませんが、ある新聞から議員を通じて前部長へ広告掲載の依頼がありました
81	購読するかどうか考えさせてほしいと言ったところ、「議会質問もありますからね」と言われ、購読しないと議会質問をたくさんすると言っているような印象を受けた。
82	好ましいものではないと思います。
83	公務員は職務専念義務があり、勤務時間中に執務室へ集金に回る行為は、職務の妨害であると考え。そのため、時間外に受け渡しを行うか、地下売店付近に機関紙を設置し、希望者が購入する形にすることがふさわしい。
84	個人情報保護の観点からも、配達員の執務室内への出入りは禁じていただきたいです。
85	個人情報を取り扱っているので、職員以外立ち入り禁止とし、外部の方が入る場合は、ミーティングテーブル(入口からすぐなので職員のPCなどはほぼ見ずに入れるところ)でお話ししているが、新聞の配達と集金に来る、党議員だけは、管理職の席まで自由にやってくるのが怖い。時間外にもやってくる。
86	個人情報を扱っている事務所の中まで入ってくる配達等はいかがなものか。
87	個人情報を扱ったり、作業途中の画面や決裁画面を開いているときもあり、議員に限らず、職員以外の人間を執務エリアに立ち入らせることはやめた方がいいと思う。(自席にいるときはいいが、急に呼ばれて席を立ったときなどデスク上書類が表を向いているときもある)
88	現在、入っている人も一斉に辞めて、庁内での勧誘等を全庁的に禁止して欲しい。 希望する人は、議員を経由せず、自ら連絡して購読するようになると良い。
89	係長より下の立場なので勧誘を受けたことはない。役職が付く立場になると勧誘があるのではないか。
90	禁止すべきである。

91	勤務時間中に議員が管理職に集金に来ている。管理職という立場に基づき購入させられている感が強い。
92	勤務時間中に、執務室内に機関紙「 」が入り、管理職に購読料の支払いを促す場所を何度も見ている。
93	業務中は市民の目もあるため遠慮してほしい。
94	業務中に執務室に入ってこられることに違和感を強く感じる。
95	業務時間内での勧誘であった。昼休みや業務時間外での勧誘なら仕方ない。業務時間内での、自席への配達、自席での集金等は控えたほうが市民目線からは無難と考える。
96	業務時間中に事務所机まで新聞配達、集金に入ってくるのは、他の職種の方（ 、保険会社、弁当配達）の対応と比べてもどうしてかなと感じます。
97	興味のない政党の機関紙であるにもかかわらず、無理矢理、定期購読の申し込みをさせられているのはどうかと思う。
98	 党議員が機関紙配布や集金のため、業務中に執務室にずかずか入り込んでくる。個人情報を取っているデスクの後ろを通られるのは管理上大いに問題であると感じる。議員としての活動でないなら、執務室への立ち入りは他の業者同様原則禁止とするべきである。
99	 党員による庁舎内勧誘は過去に何回も見ている。また、購読拒否している職員に対して勝手に机の上に を置いていくのも何回も見ている。
100	 党は課長補佐以上を対象に勧誘していると思うので、このアンケートは、「課長補佐以上かどうか」を確認しないと意味がないのではないのでしょうか。
101	 党の が配達、支払いに来ている。
102	 党の議員が幹部宛の機関紙を配達しているが、当たり前で庁舎内に入ってくる。辞めて頂きたい。
103	 党の議員が、政党機関紙の販売のため、個人情報などを取り扱っている所属内に、突然入ってきているのを見かけるが、個人情報保護の観点からやめた方がよい。また、機関紙の購読料金が政党の活動資金となっているという点で政治活動にあたらないのかと思う。
104	議員本人が職務時間内に庁舎事務室へ出入りし、配布・集金・勧誘を行い、人事異動の時期などに勧誘を受け、心理的な負担を感じることがあります。さらに、購読の有無が業務や議会对応に影響するのではないかと懸念しております。庁舎内における機関紙の配布・集金・勧誘のあり方については、職務環境の中立性や公平性の観点から、一定の整理やルールの明確化が望ましいと考えます。
105	議員の立場を利用した強要だとおもう。（断ると、関係が悪化しそう。。。）望まない購読や支払いをしているところを見ると、心が痛む。

106	議員から勧誘されたら断りにくい。 自分が断ることで議員との関係が悪化し、一般質問などで部下に迷惑がかかるかもと不安になると思う。 議員による庁舎内での勧誘行為は一切やめていただきたい。
107	議員からの勧誘は断ることができず、不当な要求である。全面禁止にすべきである。
108	議員からの勧誘の場合、断りにくい。(一度断りを入れやめた後、再度購買の勧誘を受けて断りにくく購読することとなった。)
109	議員からの勧誘なので、当然心理的圧力を感じます。 許可も無く執務室内に勝手に入ってくるのも問題だと思います。 集金の時期も通告の前が多く、何かしらの意図を感じてしまいます。 特定の政党の資金源にもなってしまいますし、大阪のように排除して欲しい。
110	管理職以上は購入する流れになっているので、「市役所」として勧誘等を禁止しないとなくなる。 また、政党機関紙の勧誘や配達をそもそも禁止するなら、廊下から職務室内に許可なく誰でも入れることがダメで、 や OB も然りとなる。
111	管理職以上が勤務時間中に、執務室内で配達を受ける、支払いをしているのを何度も目撃している。(、) 同様の行為は他所属でもあると聞いており、庁内全体で管理職以上は取るものだという空気があるのかなと思う。
112	管理職以上？の方へ新聞を配達している(料金も取っている?)某政党某議員の行動がずっと気になっていました。本来的に適切な手法でない(グレーでも)のであれば、辞めていただきたいものです…。
113	管理職になると必須のような雰囲気があり、強制的にお金を徴収されているように見える。 情報を収集する手段はほかにもあるのだから、購読は個人の自由にすべき。 自分が管理職になったらそのようになるのかと思うと不安に感じる。
114	管理職になると勧誘行為を受け、購入を強制されるイメージがあるため、管理職になりたいとの意欲が削がれる感じがします。
115	管理職になると勧誘を受けて大変だなと他人事として思っていました。集金時の対応や取次、立替など、所属の職員にもわずかではありますが負担があります。
116	管理職になると、慣習的に購読しなければならないものという認識だった。
117	管理職ではないので、勧誘行為を受けたことはありませんが、自分が管理職になった時に勧誘を受けたら断りきれないと思うので、職員の思想・信条の自由を守るために、庁舎管理規則で禁止してほしいと思います。
118	管理職が皆、 を購読しているので、自分も管理職になったら購読しないといけないのかな、と不安に感じています。

119	管理職がただお金を払っているところを見ると、自分になったときは断りづらいのかと思ってしまう。個人が購読したくて読む分にはいいですが、全庁的になくなることを願っています。
120	勧誘行為自体は、事前申請があれば、庁内でも可能と理解しているし、集金に応じる行為についても、極めて最小限での対応であり、職務専念義務違反との認識はない。
121	勧誘行為を受けたこと、見たことはありませんが、配達、金銭支払いについては常態化しています。執務室内に元■■■■党員の市民が入室していることも気持ちがいいものではありません。配達は、ご自宅等にするなど、執務室内への出入りと、金銭の授受を禁止していただきたいです。
122	勧誘行為をなくしてほしい。
123	勧誘行為は明らかなパワーハラスメントなのでやめていただきたいです。また、平日だけでなく休日にも新聞配達のため■■■■党議員が事務室内に入室しているのを目撃したことがあります。正当な手続きを踏んでいないのであれば、無人であることの多い休日の事務室への出入りは建造物侵入罪に当たるのではないのでしょうか。
124	勧誘を受けると忤度して購読、一度購読すると今度は断りづらい雰囲気がある
125	勧誘への対応自体は個人の意思でいいと思うが、配達、支払の際、事業者などには執務室への立ち入りを断るのに、議員が当たり前のように入ってくるのはいかがなものか。その際、購読してない者に勧誘の声掛けを再度することもあり、購読するまで続くと思うと圧力に感じるてくる。
126	勧誘がない方が仕事をしやすいと思います。
127	勧誘・配達・支払い場所が職場で迷惑。やめれるなら購読をやめたい。
128	過去に■■■■党の議員が圧力をかけて■■■■を買わせていたのは周知の事実です。勧誘も今後はやめていただきたいです。
129	過ぎた話なので、勧誘自体には特に思うことはないですが、いつもの方ではなく集金や配達に議員が来られた際、断りもなく執務室に入り、自席の横に立たれた時には、驚きました(コロナ禍でもありました)。私を含め職員の机には、職務上の秘密もありますし、まして作業中のPCの画面が見える位置に立たれるのは非常識だなと感じたことを覚えています。
130	課長補佐昇任当時、■■■■党市議より■■■■購読の勧誘を受けた。購読しなければ、今後の業務遂行で面倒なことになるかもしれないと思い、仕方なく購読することにした。 今も■■■■購読が続くが、すぐにでもやめたい。市役所全体で、購読取りやめの動きがあれば、やめやすくなると思う。また■■■■の配達や集金において、当然のごとく、かつ断りもなく事務所に■■■■党関係者が入ってくるが、情報管理の上からも即刻やめさせるべきである。
131	課長補佐以上の方が購読されているの不思議だなと感じております。

132	課長補佐以上の職員に対し、政党機関紙の勧誘・購入が事実上強要されている状況が見受けられます。購入しない場合に不利益を懸念し、やむなく購入しているとの声もあります。市役所内での料金請求・徴収は適切とは言えず、見直しを求めます。思想・信条の自由が損なわれているように感じます。
133	課長補佐以上の職員が ^{〇〇} 党議員から勧誘を受けている場面は何度も目にしたことがある。職員がやんわりと断っても「ためになるから」と執拗に購読を勧めていた。庁舎内・外を問わず、議員という地位の優位性を背景に職員に対して新聞勧誘を行うことは明白なパワハラである。
134	課長補佐以上になると必ず勧誘がある印象を受けている。上司がどうすればよいかと話していた。
135	課長補佐以上となると半ば強制で購読しないといけないという慣例があると感じている職員は多いと思います
136	課長補佐や管理職に昇格すると、当然のように勧誘され、職務上、不利益が生じるのではないかと感じ、購読しているが、常に理不尽さを感じている。
137	課長補佐への昇任がわかったタイミングで勧誘がありましたが、保留にしました。その後、勧誘はありません。
138	課長補佐の時に断ったこともあり、断りきれなかった。すぐにでもやめたい。
139	課長補佐に昇任したとき、副課長に昇任したとき、その他、年に1回程度勧誘されていた。〇〇なのでという理由を伝えるのも苦だった。以前の上司からは、議会の質問に影響されると困るからと聞いたことがある。今年は1度も勧誘されていない。議会で問題視されたからだと思っている。
140	課長補佐に昇任した3月末に ^{〇〇} 市議が勧誘に来ました。なんとか断れましたが、次、管理職になったらその時はとってくださいと言われました。 ^{〇〇} をとらない人がいる職場には ^{〇〇} 党から議会で質問がくると上司から聞いたことがあります。それを聞いた若い職員が「管理職になったら ^{〇〇} を取らなければならないのか、なおさら管理職になりたくない」と嘆いていたのを覚えています。悪しき慣習は本当に撤廃していただきたいです。
141	課長補佐になると政党機関紙(^{〇〇})の購読依頼があります。配達についても場所によって異なりますが、所属をもって来て、所属内にはいるので、個人情報等が見みられる状況にあり、何度か書類などを伏せたことがあります。集金も現金での徴収のために、同様な危険性がありました。
142	課長補佐になった途端、新聞の勧誘があり、周囲の管理職も購読していたので、あまり考えることなく購読し始めました。一所属で複数の管理職が購読する必要性はないと思います。

143	課長補佐になったばかりの時点でよくわからない状態での勧誘だったこともあったが、課長補佐以上の方が相当な割合で購読されているということもあり、断る選択肢はないのかと感じていた。今は、強制ではないということをご説明の上、勧誘されている。勤務時間中に配達、集金されていることに対しては大丈夫なのかなと思っていた。
144	課長補佐など一定以上の役職の人が■■■■を購読させられているのを何度も見た。ほとんどの人が読みもせず廃紙置き場に捨てていた。仕方なく購読していることが想像でき、非常に嫌な気持ちになる。早急に、庁舎内での機関誌販売禁止と、望まずに購読させられている人への解約支援を望む。
145	課長など、上司が買わされているのを見ました。本人もいないといっていました。買わざるを得ない雰囲気でした。全庁的に取り扱わない方針としたほうが、断りやすくなると思いますので、是非方針を打ち出してください。
146	一律禁止にしてほしい
147	一定の役職に昇進したら勧誘が来ると上司が言っていたし、実際受けているようだった。勧誘を受けるのも、断るのも、本意ではないものにお金を払うのもすべて嫌なので、昇進なんかしたくないな、と思った。
148	以前は勧誘がありましたが、R8年4月以降は無いため、[1]は「ない」にしました
149	もし右翼団体や怪しい宗教団体が機関紙の売買や広報を市役所内でやり始めた場合のこと考えると一律禁止にした方が良い気がする
150	なに今更とぼけたアンケートしているだろうと思う。 いつも市役所やらに出入りして毎月新聞代払っていたでしょう。
151	どこの政党の機関紙であろうと(特に■■■■党)、撲滅してほしい。 購読すれば「議会で質問しない」などの配慮があるかと期待したが、全くないので、完全にやめてほしい。
152	できればやめたいが、なんとなく購読を継続している。(断りづらい)
153	そもそも、■■■■党が■■■■のあっせんや執務中の集金行為について、安全衛生室はこの状況をどう受け止めているのかを聞きたいです。
154	その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、契約自由の原則の逸脱に抵触していると考えている。今すぐ、止めさせるべきと考える。
155	すべての勧誘行為について即刻禁止を徹底してほしい
156	■■■■について 読みたいくもないのに、管理職はみんな読んでいるという謳い文句で勧誘を誘ってくる。 (今回は断ることができたが) 購読している方は、個人の自由で購読しているはずなのに、執務室に堂々と入り込んで席まで集金に来ているのはおかしい。 そもそも、管理職になると、みかじめ料のような感じで、暗黙で購読させる風潮になっていること自体おかしい。

157	しつこい勧誘はNGだが、個々人の考え方もあるので、一律に禁止することは馴染まないと思う。 ※個人的には、保険の勧誘の方が鬱陶しいと感じている
158	これまで課内で上席の職員が何度となく勧誘を受けて、しぶしぶ購入しているのを見ている。 自分も昇任した際はあのように買わされるのではないかとすると昇任モチベーションにも関わってくる。 また、最近は見ることが減ったが、怪しげな政治団体の機関紙の勧誘は脅迫まがいの勧誘もあり、恐怖感を感じることもある。
159	これまでも上司の方から、購読をやめたいけど断り切れなかったという話を聞いたことがある。また、勤務時間中に集金活動に回ってくることも、庁内管理的におかしいと思う。
160	このような行為は禁止してほしい。
161	ある程度の心理的圧力を感じてはいたが、断り続けていたところ、上司から「いつまで断るのか」と圧力を感じた。
162	ある政党関係者において、機関紙の配達や購読料の集金の際、何の断りもなく平気で立ち入る現状が容認されている。せめて、窓口で該当職員を呼んでもらい対応すべき。個人情報を取り扱う所属が多い中で、職員以外の者が許可なく執務エリアに立ち入ることを徹底してほしい。
163	ある職員が課長補佐に昇任した際に、 党の議員が の営業に直接出向いていることを見たことがある。 強引に迫っているわけではないが、課長補佐以上になり議会对応が増えることを考えると、仕方なく購入していた職員もいるのではと思う。 当該職員は結局購入していた。
164	あまり神経質にならなくてもよいのではないか
165	10年くらい前にそのような行為があると初めて知った。対応はまちまちで、強面な印象の方が所属長になったときは勧誘が激減したという話も聞き、所属長となった一個人の対応如何で結果が大きく左右される印象を持った。精神的にも金銭的にも勧誘される側に負担が生じない対策が必要(単に「原則買わない」という一律ルールを設けるだけでは、例外としての個人負担を断れない方が出てくるかもと危惧)
166	・勤務時間中に議員から勧誘を受けたが、不適切だなと思いながらも心理的威圧を感じ、購読を断り切れなかった ・機関紙の購読を依頼すること自体は自由だと思うが、職場でしかも時間中に行うことに疑問を感じる ・解約を希望する際に対面ではなく、書面だけでできるようにしてほしい ・購読料について、行政の手数料等の増額は市民の負担が増えるとして反対するのに自身の機関紙は平気で値上げをしている

167	・管理職等が購読することが常態化していることに疑問を感じている。 ・勤務時間中、室内に(こちらが打合せ等をしてようがお構いなく)入ってきて(補佐や管理職からの)集金をしていくのを目にするたび腹立たしさを覚える。
168	自分自身は勧誘を受けたことはないが、管理職については勧誘行為、配達を受けていることを多々見たことがある。